

# 経済建設常任委員会所管事務調査報告書

## 1. 調査年月日

令和3年10月7日（木）午後1時30分から午後3時50分

## 2. 所管事務調査項目

(1) ららん藤岡について

(2) 森林経営管理制度について

## 3. 調査選定理由

(1) ららん藤岡について

ららん藤岡は、群馬県の玄関口として広域的な高速交通の拠点となっており、藤岡市の活性化や観光振興、経済への波及効果を担っています。しかし、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響で、来場者数、売上が減少している状況となっています。経営状況の実態と今後の集客力アップに向けた取組について調査するため選定した。

(2) 森林経営管理制度について

森林経営管理制度は、所有者による整備が難しい森林を、市が委託を受け、経営能力のある民間事業者らに再委託し、経営の効率化と森林の適正な管理を促進する制度である。本市では、令和元年度より意向調査を行い、令和3年度より意向調査が終了している三波川地区をモデル地区に選定し、民間事業者へ委託できるように事務を進めていることから、この事業概要と進捗状況、また今後の予定について調査するため選定した。

## 4. 調査内容

### (1) 「ららん藤岡」について

#### ① 概要

ららん藤岡は、群馬県南西部に位置する道の駅である。

子供たちの遊び場「噴水広場」を中心に農産物直売所、お土産・飲食店や、ボル観覧車のあるミニ遊園地など17店舗(直営店1店舗・当施設のシンテナント16店舗)うち物販店10店舗、飲食店7店舗の店が並んでいる。

また高速バス停車場が併設され、成田空港、羽田空港、池袋、新宿、秋葉原、京都、大阪、富山、金沢行きのバスが停車する。送迎者専用駐車場と、待合室、トイレを完備している。

アクセス面では、高速道路の上信越道上り線(東京方面)の藤岡PAと連絡しており、一般道からも高速道路からもアクセス可能な便利な道の駅である。但し、高速道路の上り線から直接ららん藤岡に立ち寄った場合、藤岡ICで降りることができない不便さがある。また下り線とは連絡しておらず、下り線利用の場合は藤岡ICで降りる必要がある。本駅の特徴は「大きい」である。道の駅の一般的な施設の物産館、農作物直売所に加えて、コンビニエンスストア、レストラン各種、ガトーラスク・チョコレート販売等の専門店、更に日本一小さい観覧車などの遊具施設、噴水広場など、幅広い客のニーズに応えることができる道の駅である。



#### ② 現状と今後の課題

年間入込客数・売上額は平成26年度265万人・27億4,468万円をピークに減少傾向にある。平成30年度238万人・25億2,936万円、平成31年度222万人・24億3,459万円、ピーク時より微減し始め、令和2年度は新型コロナウイルスの影響もあり168万

人・19億9295万円と激減している。

この要因については 周辺に高崎玉村スマートインターチェンジ、上里スマートインターチェンジが開設されたことも影響があると思われる。両方のスマートインターチェンジ周辺の住民・観光客は藤岡 IC を使用しなくなり、ららん藤岡への来場も減少したと思われる。



また農産物直売所売上推移をみると平成 26 年度 6 億 3,883 万 7,221 円、平成 30 年度 5 億 4,568 万 3,793 円、令和 2 年度 4 億 8,404 万 2,244 円とピーク時より約 25% の減少がみられる。

この要因は、令和 2 年度はコロナ禍の影響もあるが、出荷している生産者の高齢化による生産数量の減少、出荷時、特に輸送手段の確保が困難になっていることがあげられる。今後、藤岡市においても観光地における地産地消などによる農業生産性の維持向上を図っていくには、若手農業経営者の育成、農業法人の設立等、就労環境の整備や、外国人技能実習生の採用、IT の導入による農業の効率化などが挙げられ、さらに「通勤農業」という新しい就農の形も全国各地で取り入れており、今度一層の行政指導で支えることが望まれる。

また藤岡 IC の今後の課題として、ららん藤岡を観光施設としての利用割合を高めていく、高速道路からの乗り入れ客の増加を考えていく、将来を考えると、この点が重要ではないかと思う。

現在、全国 20 カ所で高崎玉村スマートインターチェンジと同様の「賢い料金」、この制度の社会実験を行っているが、検証が終了した段階で、まず可能ならば上り線だけでも優先してこの制度を採り入れ、ららん藤岡への直接の ETC による乗り降りができる整備を進めていくことを要望する。



また新型コロナウイルスの影響で、ここ 2 年間の入込客数・売上額、特に観光客数、旅行・観光に係る消費額ともに激減しており、収益の減少、雇用環境の悪化等、藤岡市の観光産業への影響は大きくなっている。このような状況下で、これまでの観光のあり方、地域のあり方をウィズコロナやアフターコロナにおいても持続可能なものへと転換してゆくことが「住んでよし、訪れてよし」の豊かな地域づくりにつながっていくと思われる。コロナ禍におけるニューノーマルな旅に対応した新たな施設空間を提供すべきである。

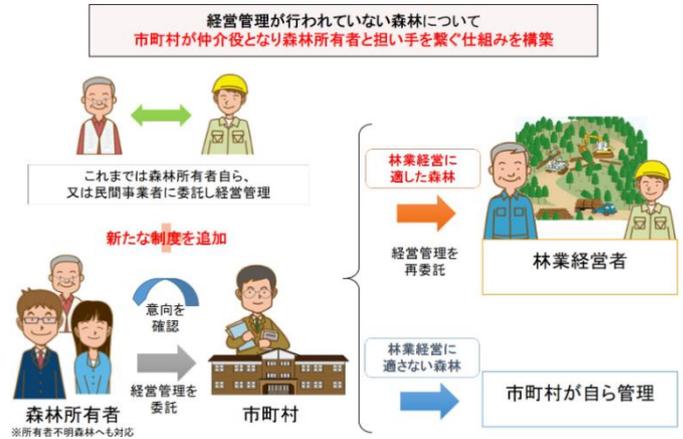


ららん藤岡（多目的室）で説明を受ける

## (2) 「森林経営管理制度」について

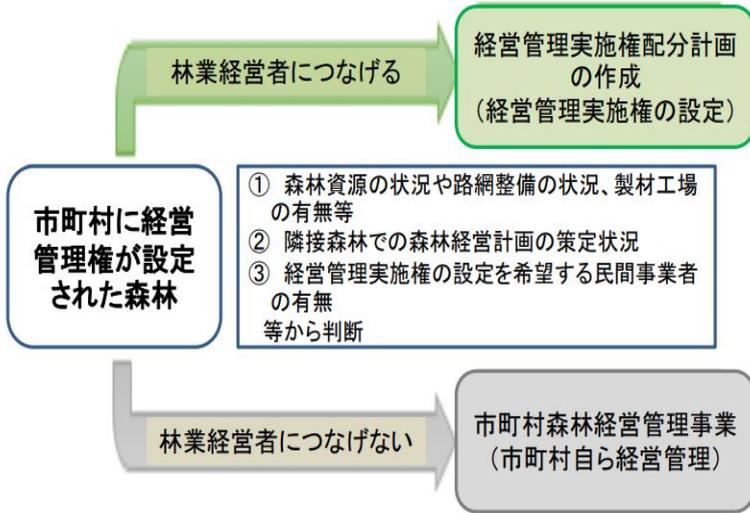
### ① 概要

平成 31 年 4 月に森林経営管理法が施行され、「森林経営管理制度」がスタートしました。この制度は、適切な森林管理や林業経営が行われていない森林について、市町村が森林所有者に代わって森林を管理することができる制度である。制度の仕組みは次のとおりである。



- ① 市町村は、適切な経営管理が行われていない森林の所有者に対し、自ら手入れするのか、市町村に経営管理を委託したいのか等、その意向を確認（意向調査）します。
- ② 森林所有者が市町村に委ねたいという場合、森林の経営管理を委託していただきます。
- ③ 市町村は、林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託していきます。
- ④ 林業経営に適さない森林については、市町村が管理を実施します。

経営管理権が設定された後の流れ



### ② 現状と今後の課題

本市では令和元年度より取り組みを行っている。

これまでの取り組み内容は、森林所有者意向調査を、令和元年度に三波川の雲尾、琴辻地区を対象に 87 件、179.03 ㌔を実施した。このうち 47 件より、市に委託をしたいとの意向があった。

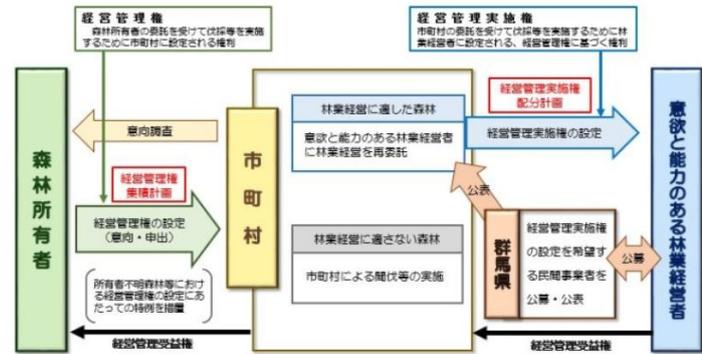
また令和 2 年度に三波川の琴辻、大内平地区、上日野の岡本、箕輪地区、下日野の鹿島地区、譲原の下久保、栢ヶ舞(かやかぶ)地区などを対象に 248 件、469.82 ㌔を実施した。このうち 122 件より、市へ委託する意向があった。

今年度は、高山の横手沢、御霊沢(ごりょうざわ)地区、三波川の諸松地区、保美濃山の大縄場(おおなわば)地区などを対象に 264 件、266.42 ㌔を実施予定となっている。

また、令和元年度に意向調査を実施した地区のうち、三波川地区 22 件、約 44 ㍉を対象に、森林調査、境界確定調査、測量調査を実施し、林業団体へ再委託ができるように事務を進めている。

再委託を行ったあとは、関係機関との連携を図り、新たな林道や作業道の整備を行うことで、林業施業地の増加のための、支援を行っていきたいと考えている。

今事業の課題としては、まだ始まったばかりの事業ではあるが市による再委託森林の増加が想定される。経営管理権集積計画を作成したものの、再委託できない森林は、市が管理することになる。また持ち主等不明の森林が混在する場合には手続き上、事業実施が遅れてしまうことも想定できる。



森林経営管理制度の概要

一方で、市が管理しなければならない森林が年々増加していくため、群馬県から配分される森林環境譲与税（平成 30 年度 1,168 万円、令和元年度 2,482 万円、令和 2 年度 2,492 万円）を有効に活用し、林業経営体に再委託する森林を増やしていかなければならない実状がある。

また森林事業の担い手の不足の現況があり、経営管理実施権を配分できる林業経営者が限られているため、林業経営者の育成（人材確保）が急務である。

この事業により森林所有者と林業経営者をつなぎ、木材生産の場として利用できるようになる。それができない森林については、市町村が経営管理を直接行うことで、災害防止や地球温暖化防止など森林の公益的機能を高め、停滞している林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を目指していけるようになると思われる。



第 1 委員会室で説明を受ける

以上の通り報告いたします。

令和3年10月12日 経済建設常任委員会

委員長 岩崎 和則

副委員長 隅田川徳一

委員 小西 貴子

窪田 行隆

青木 貴俊

茂木 光雄